

『英語教育イノベーション事業』A I を活用した英語教育事業」業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

『英語教育イノベーション事業』A I を活用した英語教育事業」業務

(2) 業務の内容

別紙『英語教育イノベーション事業』A I を活用した英語教育事業」業務委託に係る調達仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）

(4) 予定価格

7,257,800 円

2. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

①（営業種目）大分類「役務」、中分類「その他の役務の提供」

または、

②（営業種目）大分類「物品」、中分類「その他の物品」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-4314

3. 公募型プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

4. 質問および回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

別添の質問票（様式4）により、電子メールまたはFAXで、10に示す問い合わせ先

あて提出すること。なお、質問票を送付した場合は、必ず送信した旨連絡を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和7年5月14日(水)12時まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和7年5月16日(金)を目途に、質問者に電子メールで送付するとともに、以下の県教育委員会ホームページに公開する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/kakusyu/333762/>

5. 提出書類

(1) 公募型プロポーザル応募申込書(様式1): 1部

(2) 企画提案書

① 体裁および部数

体裁: A4 様式は任意とし、枚数は制限しない。

部数: 10部(正本1部、写し9部)

② 内容

仕様書等に記載の内容を踏まえ、特に、次に掲げる事項について、具体的な実施方法や内容を記載すること。また本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について、併せて記載すること。

ア: 企画内容の骨子

イ: 具体的な内容

a AI技術の特徴

b 生徒の英語力評価の診断

c 個人情報に関する取扱い

d 保守・サポート体制

e その他業務全体を通して工夫する点

ウ: 業務全体のスケジュール

エ: 具体的業務における提案内容

(3) 事業費見積書

① 体裁および部数

体裁: A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数: 2部(正本1部、写し1部)

② 作成上の留意事項

・仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

・消費税および地方消費税(10%)を含み、税額を明示すること。

・見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(4) 添付書類

・会社等概要書(様式2)または会社等の概要説明書(パンフレット等): 10部

- ・本委託業務と類似の業務の実績（様式3）：10 部
- （5）社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合）：各 1 部
 - ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合、同登録書の写し。
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
 - ・高齢者就業確保措置を講じている場合、締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者の雇用をしている場合、障害者を雇用している旨の申立書
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合、同認定書通知書の写し
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
 - ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合、同認定証の写し
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合、同認定通知書の写し
 - ・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は①については審査登録機関の証明書の写し、①以外については、認証・登録証の写し
 - ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6. 提出の方法

（1）提出期限

令和 7 年 5 月 21 日（水）12 時まで 時間厳守とし、郵便の遅れは考慮しない。

（2）提出場所および提出方法

10 に示す場所に、持参または郵便（簡易書留）により提出すること。

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9 時から 17 時までとする。
（正午～13 時を除く）
- ・郵送による場合は、差し出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話等で連絡すること。

7. 審査および契約予定者の決定方法

滋賀県教育委員会事務局高校教育課および関係課において3名の委員をもって設置する審査会で、(2)に示す評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等およびプレゼンテーションの審査を行い、総合点が最も高かったものを当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施する。

① 実施予定日

令和7年5月26日(月)

詳細な時間および場所などは提案者に別途通知する。

② 方法

プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとする。

③ その他

担当者への配置予定者については必ず出席すること。

(2) 評価項目および評価点

審査項目・主な着眼点		配点
A I 技術の内容		
① 英単語の音素(母音音素・子音音素)レベルでの発音自動判定および即時フィードバックができる内容であること。		10点
② 生成A I との自然な英会話を通じて、英語のスピーキング練習が可能であること。		5点
③ 英語スピーチを自動分析し、語彙や文法面での改善点の提示やフィードバックを行う機能を有していること。		5点
④ 単語発音練習、文章音読、スピーキング等、発話評価に関する多様な学習コンテンツを搭載していること。また、これらのコンテンツは授業内外を問わず何度でも繰り返し使用できること。		10点
⑤ A I の活用を通じた生徒の英語力変容が分かる評価レポート等が充実した内容になっていること。		5点
⑥ 英語授業等での指導に生かす教員向け機能が充実していること。		10点
研修会および事務連絡会、協議会等の内容		
⑦ 研修会では、教師向けにA I 活用に関するワークショップ等を行い、県内におけるA I 活用の推進に取り組む内容となっていること。		5点
⑧ 事務連絡会では、教師向けのデモンストレーションや操作説明などを行い、学校でのA I 活用が円滑に進むよう、導入時の研修および活用段階に応じた適切な支援を行う内容であること。		5点
⑨ 協議会では、外部有識者を奨励するなど、A I を活用した英語教育事業について専門的な指導助言ができる体制が整っていること。		5点
実施体制、スケジュール		

	⑩ 無理なく、業務を実施できる社内体制やスケジュールが構築されていること。	5 点
過去の実績		
	⑪ 今回の案件と類似の業務の過去における受託実績が十分あること。	5 点
業務全般に関する取組方針		
	⑫ アカウントおよび関連するデータ等が適切に管理される環境を提供すること。	3 点
	⑬ 保守やサポート体制が充実していること。	5 点
	⑭ 生成 A I を活用するにあたり、個人情報の管理体制が整備されていること。	5 点
経済性		
	⑮ 予定価格に対する見積金額の割合により以下のとおり評価する。 ・ 見積金額が予定価格の 80 % 未満の場合は、10 点 ・ 見積金額が予定価格の 80 % 以上 85 % 未満の場合、8 点 ・ 見積金額が予定価格の 85 % 以上 90 % 未満の場合、6 点 ・ 見積金額が予定価格の 90 % 以上 95 % 未満の場合、4 点 ・ 見積金額が予定価格の 90 % 以上予定価格以下の場合、2 点	10 点
	⑯ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1 点
	⑰ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	⑱ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1 点
	⑲ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ① 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ② 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	⑳ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けているか。 または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1 点
	㉑ 5.(5)で示す環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。	1 点
	㉒ 県内に本店を有する事業者であるか。	1 点
	計	100 点

(3) 結果の通知

審査結果については、全提案者に書面により通知する。

8. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、滋賀県教育委員会事務局高校教育課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

9. その他

- (1) 提出書類に不足がある場合または必要な事項が記載されていない場合、無効とする。
- (2) 提出後の書類の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 委託料の支払いは、精算払いとする。
- (6) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。

10. 問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局高校教育課 (担当：伴野)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-4575

FAX : 077-528-4953

E-Mail : ma09@pref.shiga.lg.jp